

## 入札公告（電子調達）

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）第 167 条の 6 の規定に基づき、一般競争入札について次のとおり公告する。

令和 8 年 8 月 7 日

茨城県知事 大井川 和彦

### 1 担当部局

〒310 - 8555

茨城県水戸市笠原町 978 番 6

茨城県県民生活環境部環境対策課 公害防止担当

電話 029 - 301 - 2956

F A X 029 - 301 - 2997

所属メールアドレス：kantai1@pref.ibaraki.lg.jp

### 2 入札に付する事項

#### (1) 調達をする役務の名称

令和 8 年度茨城県地盤変動量調査事業

#### (2) 調達する役務の内容等

別紙仕様書のとおりとする。

#### (3) 契約の期間

契約締結日から令和 9 年 3 月 25 日まで

### 3 入札参加資格

(1) 政令第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当していない者であること。

(2) 政令第 167 条の 4 第 2 項の規定に基づく茨城県の入札参加の制限を受けていない者であること。

(3) 茨城県物品調達等競争入札参加者資格審査要項（平成 8 年茨城県告示第 254 号）に基づく競争入札参加資格があること。ただし、茨城県物品調達等登録業者指名停止基準に基づく、指名停止の措置を受けている者でないこと。

(4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(5) 茨城県暴力団排除条例（平成 22 年茨城県条例第 36 号）第 2 条第 1 号から同条第 3 号に規定する者でないこと。

(6) 測量法第 55 条に基づき、測量業者としての登録を受けていること。

### 4 資料の提出、入札及び通知の方法

この調達は、参加登録、資料の提出、入札及び通知等を電子調達システムにより行う対象案件である。

電子調達システム URL：https://ebid2.cals-ibaraki.lg.jp/CALS/Acceptor/index.jsp

なお、電子調達システムによりがたいものは、1 の担当部局の承諾を得て紙入札方式に変えるものとする。

紙入札の承諾に関しては、1 の担当部局に紙入札承諾願を提出するものとする。

### 5 入札説明書の閲覧期間及び場所

#### (1) 茨城県物品役務入札情報サービス

##### ア 期間

入札公告の日から令和 8 年 8 月 21 日（金）まで

##### イ URL

http://ppi2.cals-ibaraki.lg.jp/koukai/do/Acceptor

#### (2) 茨城県県民生活環境部環境対策課

##### ア 期間

入札公告の日から令和 8 年 8 月 21 日（金）までの午前 8 時 30 分から正午まで及び午後 1 時か

ら午後5時15分まで。ただし、茨城県の休日を定める条例（平成元年茨城県条例第7号）に定める休日を除く。

イ 場所

茨城県水戸市笠原町978番6 行政棟14階 茨城県県民生活環境部環境対策課

6 入札説明書等に関する質問

- (1) この入札に参加しようとする者（以下「競争入札参加者」という。）のうち、入札説明書、仕様書等に対する質問がある場合は、次のとおり電子調達システムにより質問すること。

ア 質問受付期間

公告の日から令和8年8月12日（水）午後5時まで

イ 質問受付先

1の担当部局

ウ 方法

質問は電子調達システムにより提出すること。ただし、紙入札（電子メール等で提出するものを含む。）により参加の場合は、郵送、持参、ファックスによる質問も認める。

- (2) 質問に対する回答日時及び方法は、次のとおりとする。

ア 日時

令和8年8月13日（木）午後5時まで

イ 方法

電子調達システムの質問・回答機能により回答する。ただし、紙入札により参加の場合は、ファックスや電子メールにより回答する。

7 入札参加資格等の確認

競争入札参加者は、次のとおり電子調達システムを使用して電磁的記録をファイルに記録する方法、郵便又は持参により、一般競争入札参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）に3に係る証明書を添付して提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

- (1) 提出期限

令和8年8月21日（金）午後5時まで。なお、郵便又は持参の場合は、提出期限までに必着のこと。

- (2) 提出方法

ア 電子調達システムを使用して電磁的記録をファイルに記録する方法で参加する場合、発注図書欄に掲示した入札参加登録シート（テキストファイル）又は作成した確認申請書等を画像ファイルに変換したデータファイル（TIFFファイル等）のいずれかを電子調達システムにより提出すること。なお、その他必要な添付資料は、郵送、持参、ファックス又は電子メールの添付ファイルにより提出すること。

イ 紙入札により参加する場合は、郵送、持参、ファックス又は電子メールにより提出すること。

- (3) 提出先

1の担当部局に同じ。

- (4) 入札参加資格確認結果通知

入札参加資格の合格・不合格について審査し、令和8年8月25日（火）午後5時までに、証明書等審査結果通知書を発行する。

なお、参加資格が「不合格」の場合は、その理由を付する。

8 入札書の提出方法及び開札場所等

競争入札参加者は、前記6の(2)の「質問に対する回答」を必ず確認し、次のとおり入札書等を提出すること。

- (1) 入札書の提出方法

茨城県電子調達運用基準に基づき、電子調達システムを使用して、入札書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を、電子計算機に備えられたファイルに記録する方法により行う。

また、紙入札による場合は、入札書に必要事項を記入の上、封書にて1の担当部局に提出すること。

なお、封書の場合、封かんし、表に入札に係る案件番号及び調達案件名、開札日、入札参加者の

商号又は名称を表記し、更に「入札書在中」と朱書きするものとする。

落札決定に当たっては、予定価格に 110 分の 100 を乗じて得た価格の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額（整数）を記載すること。

(2) 入札書の提出期限

電子調達システムにより提出する場合は、競争入札参加資格の確認を得た日から令和 8 年 8 月 27 日（木）午後 5 時までに電子調達システムのファイルへ記録すること。

なお、持参の場合は、上記日時までに上記 1 の担当部局に必着のこと。

(3) 開札場所及び日時

ア 場所

茨城県県民生活環境部環境対策課（茨城県庁舎行政棟 14 階）

イ 日時

令和 8 年 8 月 28 日（金）午前 10 時

9 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札金額の 100 分の 5 以上の額とする。

ただし、茨城県財務規則（平成 5 年茨城県規則第 15 号。以下「財務規則」という。）第 143 条各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

(2) 契約保証金

契約金額の 100 分の 10 以上の額とする。

ただし、財務規則第 138 条各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

10 入札の無効

次のいずれかに該当する場合の入札は、無効とする。

(1) 入札について談合その他不正行為があったと認められるとき

(2) 入札参加資格がない者がした入札

(3) 入札書に記載すべき事項の記録がない電磁的記録又は記録した事項が明らかでない電磁的記録による入札

(4) 所定の入札保証金を納付しないもの又は納付した入札保証金の額が所定の率による額に達しない者がした入札（免除された者は除く。）

(5) 電報、電話及びファクシミリによる入札

(6) 虚偽の確認申請書を提出した者がした入札

(7) 電子証明書を不正に使用した入札

(8) 指定の日時までに電子入札システムのファイルに記録されなかった入札及び紙入札において、指定の日時までに提出されなかった入札

(9) 紙入札において、記名を欠くとき

(10) 紙入札において、誤字又は脱字等による意思表示が不明確である入札を行ったとき

(11) 紙入札において、首標金額を訂正した入札を行ったとき

(12) 紙入札において、同一の入札に 2 通以上の入札を行ったとき

(13) 一般競争入札参加資格等確認通知書により入札参加資格があると認められた者であっても、資格確認の日から入札日までの間に指名停止措置を受けた者のした入札は、無効とする。

(14) その他この公告に示す条件に反した者がした入札

11 落札者の決定等

(1) 財務規則第 146 条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。ただし、落札となるべき価格の入札をした者が 2 人以上あるときは、直ちに電子調達システムによる電子くじにより落札者を決定するものとする。

(2) 落札者がいない場合は、再度入札を行うこととし、日程などについては別に通知する。

12 入札の辞退

競争入札参加者が入札を辞退する場合は、電子調達システムにより必ず辞退処理を行うこと。

ただし、紙入札により参加した者が入札を辞退する場合は、1の担当部局へ郵便、持参、ファックス又は電子メールにより開札日時までに到着するよう辞退届を提出するものとする。

13 再度入札等

(1) 再度入札は、1回とする。

(2) 初度入札に参加しない者は、再度入札に参加することができない。

(3) 再度入札を行っても落札者がいないときは、その入札における最低価格を入札した者に見積書の提出を求め、随意契約に移行する場合がある。

14 契約書作成の要否  
要

15 詳細は、入札説明書による。

16 その他

(1) システム障害、天災が原因の停電等により入札・開札事務が処理できない場合は、入札・開札の延期又は紙による入札書を使用して行う入札への移行の措置を講ずるものとする。

なお、入札・開札の延期又は紙による入札書を使用して行う入札への移行の措置を講ずる場合は、電話、ファックス、電子調達ホームページ等により必要な事項を連絡するものとする。

(2) 競争入札参加者等は、入札後、この公告、仕様書等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

(3) 競争入札参加者等又は契約の相手方が本件調達に関して要した費用は、すべて当該競争入札参加者等又は当該契約の相手方が負担するものとする。